

○認定講習課程に対する意見

区分	意見	総務省の考え方
認定講習課程の 拡大について	<p>無線従事者規則改正案第34条第1号についてですが、第3級海上無線通信士と第4級海上無線通信士についてのみ非営利の要件を外す理由が、よく分かりません。講習課程の適切性に対し、営利か非営利かは、ほとんど影響を与えないと思われることから、全ての資格について非営利の要件を撤廃すべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第3級及び第4級海上無線通信士は、養成課程の対象資格であり、養成課程においてこれまで特段の支障等が生じていないことから、認定講習課程においても、養成課程同様、営利を目的とするものが実施をしても問題ないものと考えます。</p> <p>その他の資格については、制度の安定した運用を行う観点から、認定講習課程実施希望者の有無や関係する学校・団体の上級資格者に関する需要動向などの調査を行い、本改正で実施する第3級及び第4級海上無線通信士の資格の受講状況も踏まえて判断する必要があるため、引き続き検討することとしています。</p> <p>なお、「WRC(世界無線通信会議)-07」でのRR(無線通信規則)改正後は、GMDSSの完全義務化を受け、海上無線通信士の資格証明が標準となっていることから、無線通信士の資格証明については、諸外国の状況等も踏まえて、引き続き検討することとしています。</p>